

伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金 公募要領

1. 目的

中心市街地等における商業活性化及び持続的な賑わい創出を図るため、空き店舗等を活用し、新たに开店する場合の改装又は備品購入に係る経費を補助します。

2. 補助対象者

補助対象者は、本事業の対象区域（以下、「対象区域」という。別添「対象区域」参照）内の空き店舗等を購入、賃借して、週4日以上営業する店舗を开店する個人、団体又は法人です。

また、次のいずれにも該当しない者が対象者になります。

- ① 市税の滞納がある者
- ② 开店しようとする空き店舗等において、深夜酒類提供飲食店営業以外の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する営業を行おうとする者
- ③ 开店に際して法律に基づく資格、許可等が必要な場合に、当該資格、許可等を有していない者
- ④ 开店しようとする空き店舗等の所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にする者
- ⑤ 开店しようとする空き店舗等の所有者の3親等以内の親族
- ⑥ 开店しようとする空き店舗等の購入元の3親等以内の親族
- ⑦ 県外に本店のあるフランチャイズチェーン店等を开店しようとする者
- ⑧ 県内の既存店舗を閉店し、その後3年以内に新たに开店しようとする者
- ⑨ 暴力団、暴力団員が役員となっている法人その他の団体又は個人。また、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人
- ⑩ その他、法人税法別表第1に規定する公共法人、政治団体、宗教上の組織又は団体、本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3. 補助対象経費

交付決定日から令和8年3月6日（金）までに契約・発注・支払い・开店が完了する下記の事業の経費（税抜）が対象になります。

（1）改装費補助事業

建物に付帯する改装を対象とし、備品等の動産は含みません。

移住起業者向けの場合

市内に移住し、市内の対象区域内の空き店舗等を改装し、県外で培った知識・経験を基に、魅力的な店舗を开店するために改装する事業が補助対象になります。

※移住起業者とは、3年以上県外に居住していた者で、令和6年4月1日以降に伊万里市内に移住した者であり、県外で店舗運営や経験等の実務経験者又はそれと同等の経験を有する者です。

移住起業者以外の場合

市内の対象区域内の空き店舗等を改装し出店するために改装する事業が補助対象になります。
(出店者の住居地は問いません)

(2) 備品購入費

- ① 市内の対象区域内の空き店舗等を活用し出店するために必要な備品購入費（設置費も含む）が補助対象になります。（出店者の住居地は問いません）
- ② 建物に付帯するもの以外の備品のうち、それぞれ1件あたりの取得価格5万円以上（税抜）のものが対象となります。

(注意) 備品購入費補助事業で取得した10万以上（税抜）の備品等については、取得財産等管理台帳（伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱様式第12号で管理が必要となります）。

4. 補助対象期間

交付決定日～令和8年3月6日（金）

5. 補助率及び補助金額

	区分	補助率	補助金額
改装費	移住起業者向け 改装費補助事業	補助対象経費の2／3以内	1補助事業者につき 上限150万円
	移住起業者以外 改装費補助事業	補助対象経費の2／3以内	1補助事業者につき 上限100万円
備品購入費	備品購入費補助事業	補助対象経費の2／3以内	1補助事業者につき 上限100万円

※千円未満の端数は切り捨てになります。

※改装費補助事業と備品購入費補助事業の併用はできません。

6. 申請手続き等

(1) 事前申請

① 受付期間

令和7年5月12日（月）～令和7年8月29日（金）

※予算（補助金）に限りがありますので、令和8年3月6日（金）までに空き店舗を活用して出店される予定の方は事前申請書を下記提出場所に持参してください。

※補助金の交付を受けるには、必ず下記（2）交付申請が必要です。

② 提出方法及び提出場所

郵送、電子メール及びFAXでの受付は行いません。

※持参される日時をあらかじめ企業誘致・商工振興課（下記提出場所に記載している番号）にご連絡下さい。

提出場所 伊万里市役所総合政策部企業誘致・商工振興課（市役所2F） 〒848-8501 伊万里市立花町1355番地1 電話：0955-23-2184
--

(2) 交付申請

① 受付期間

令和7年5月12日（月）～令和7年9月30日（火）（土日祝祭日を除く）

※全ての必要書類がそろった方から順次審査をしますが、同時期の申請が多い場合は出店内容により審査・選定を行います。

※本事業は佐賀県の補助金を活用して実施しているため、県も審査することから、交付決定等に時間を要します。県・市の予算の範囲内での採択となりますので件数に限りがあります。

※申請状況に応じて、追加で募集を行う場合があります。

② 申請方法及び提出場所

交付申請書等に必要事項を記入の上、下記提出書類を持参してください。

郵送、電子メール及びFAXでの受付は行いません。

提出は、事前申請書と同じく上記提出場所（伊万里市役所企業誘致・商工振興課）になります。

③ 申請提出書類

- 1) 伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- 2) 事業計画書（様式第1号別紙1）
- 3) 補助事業に係る収支予算書（様式第1号別紙2）
- 4) 誓約書（県要綱様式第1号一別紙6）
※記載事項が確認できる証明書の写し（免許証等）
- 5) 納税状況等確認同意書（様式第1号別紙3）
- 6) 設計図及び配置図
- 7) 見積書
- 8) 見積合わせや入札等の実施を確認できる書類
（見積合わせや入札等を実施できない場合はその理由を示した書類）
- 9) 県外企業と契約を締結する場合は、佐賀県ローカル発注促進要領様式2 県外企業と契約する理由書
- 10) 工事着工前（備品設置前）の写真
- 11) 伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金交付要綱別表（第4条関係）移住起業者に基づく申請の場合は、住民票抄本（住所等履歴非表示でないもの）の写し

7. 申請後のスケジュール等

（1）交付決定

受付から順次交付決定を行います。

（2）補助金実績報告

交付決定を受けた事業者は、補助対象事業の完了後30日以内又は令和8年3月6日（金）のいずれか早い日までに実績報告書等を持参してください。

① 提出方法及び提出場所

実績報告書等に必要事項を記入の上、下記提出書類を持参してください。

郵送、電子メール及びFAXでの受付は行いません。

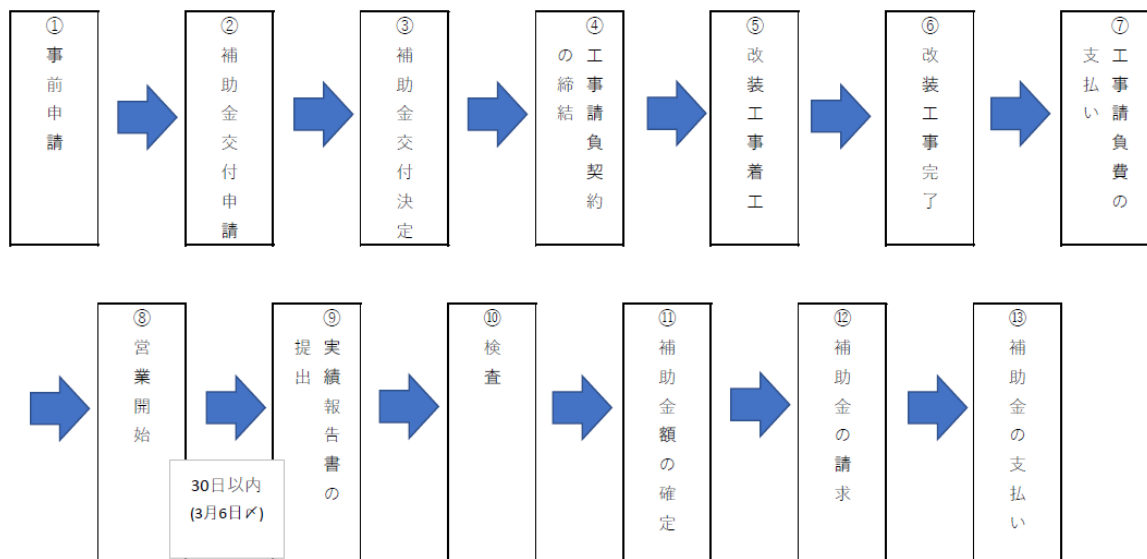
提出は、申請と同じく上記提出場所（伊万里市役所企業誘致・商工振興課）になります。

② 提出書類

- 1) 実績報告書（様式第6号）
- 2) 事業実績書（様式第6号別紙1）
- 3) 収支決算書（様式第6号別紙2）
- 4) 補助対象経費の契約額を証する書類（契約書、請求書等の写し）
- 5) 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書又は支払いが分かる書類の写）

6) 事業実施を確認できる施工写真等

7) その他市長が必要と認める書類



8. 出店後について

出店後3年間（年に1回）、営業状況等報告書を市へ提出してください。

9. その他

- ① 提出書類により書面審査を行います。必要に応じて追加書類の提出を求めたり、申請内容確認のために連絡をしたりすることがあります。
- ② 申請に伴う経費は全て申請者の負担となります。
- ③ 本補助金に係る補助金交付要綱、募集要領、Q & A等を必ず確認してください。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 事業の実績等を市の広報紙やホームページ等で公開することがあります。

**伊万里市地域商業活性化支援事業費補助金
～対象区域～**

